

# 青森県報

第三千二百一十号

平成二十二年  
二月十九日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

保安林の指定	(林政課) 一
道路の区域の変更	(道路課) 一
道路の供用の開始	(同) 二

### 公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札	(財産管理課) 二
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(県民生活課) 三
青森県労働委員会の委員の辞任に伴う補欠委員の推薦	(労政・能力開発課) 三
特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧	(漁港漁場整備課) 五
建設業者の許可の取消し	(三八地域局) 五
右 同	(同) 五
正 誤	(同) 五
平成二十二年一月八日定例公告中	(都市計画課) 六

## 告

## 示

青森県告示第八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、

次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十二年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 一 保安林の所在場所

十和田市大字立崎字堤尻一の一

#### 二 保安林指定の目的

干害の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年三月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

番 号	種 類	路 線 名	変 更 の 区 間	前 後 更 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
1	国 道	三三三八号	三沢市四丁目三丁目一四五の一八から 三沢市四丁目一丁目六三の六まで	前 後	一八・五〇メートルから 一八・五〇メートルまで	一一二・八〇メートル	
2	国 道	三九四号	上北郡東北町字保戸沢道橋ノ上四の一から 上北郡東北町字保戸沢道橋ノ上一五の一まで	前 後	一六・五〇メートルから 一六・五〇メートルまで	一一三・一八メートル	

青森県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年三月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
国道 三三三八号	三沢市四丁目三丁目一四五の一八から 三沢市四丁目一丁目六三の六まで	平成三・二〇〇
国道 三九四号	上北郡東北町字保戸沢道橋ノ上四の一から 上北郡東北町字保戸沢道橋ノ上一五の一まで	三・二・三

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十二年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積 (平方メートル)
青森市桜川二丁目四七二の七	宅地	一、三七九・九三
青森市花園二丁目四八六の三二〇	宅地	二、四四六・四六
弘前市大字栄町三丁目五の三五	宅地	四四九・八九

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

者であること。  
 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第  
 二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者で  
 あること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付  
 場所

青森市長島一丁目一の一 青森県総務部財産管理課

青森市中央一丁目一の二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時

平成二十二年三月十二日 午前九時から

平成二十二年三月十九日 午後五時（必着）まで

土曜日、日曜日及び祝日の受付は行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎議会議棟五階A会議室

4 開札日時

平成二十二年三月三十日 午前十時から

開札は物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金  
 額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違  
 反した入札は、無効とする。  
 2 物件の引渡しは現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の  
 確認をすること。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証  
 の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十二年二月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 J A P A N B O W L I N G A S S I S T

三 代表者の氏名

小林 正和

四 主たる事務所の所在地

青森市千刈一丁目二〇の一三

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、スポーツとしてのボウリングの普及の為の各種  
 事業を行うことにより、地域社会づくりと青少年の育成及び健康福祉の増進に寄与  
 することを目的とする。

青森県労働委員会の委員の辞任に伴う補欠委員の推薦

青森県労働委員会第四十二期委員のうち労働者を代表する者（以下「労働者委員」  
 という。）竹山美虎が辞任することに伴い、その後任の委員を任命することになつた  
 から、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規  
 定により次のとおり労働者委員の候補者の推薦を求めらる。

平成二十二年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 推薦資格を有する労働組合

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県労働委員会の証明を受けた労働組合とする。

二 被推薦資格を有する者

候補者となる資格を有する者は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者とする。

三 推薦期間

平成二十二年二月二十二日から同年三月十八日まで

四 推薦方法

候補者推薦書（第一号様式）及び候補者調書（第二号様式）を所定の期日までに青森県商工労働部労政・能力開発課に提出すること。また、候補者推薦書には、法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県労働委員会の証明書を添付すること（推薦書を郵送した場合は、推薦期間内に到着したものをのみを有効とする。）。

(第1号様式)

青森県労働委員会労働者委員候補者推薦書

平成 年 月 日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

推薦団体  
住 所  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

労働組合法施行令第21条第1項の規定に基づき、青森県労働委員会の労働者を代表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名 年 齢 所 属 組 合 名 住 所

(第2号様式)

候 補 者 調 書

- 1 氏名及び生年月日
- 2 本 籍
- 3 現 住 所
- 4 学 歴 (主な学歴を年月日を付して記入すること。)
- 5 職 歴 (主な職歴を年月日を付して記入すること。)
- 6 労働関係の略歴 (年月日順に記入すること。)

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第十項の規定により、今別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

今別地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び今別町産業建設課

三 縦覧期間

平成二十二年二月十九日から同年三月十日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、今別町産業建設課にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十二年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社北組

二 代表者の氏名 北 修

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町字西ノ沢六の六

四 許可番号 青森県知事許可（特 一八）第一五八八号

五 取消年月日 平成二十二年一月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、管工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年一月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社北組

二 代表者の氏名 北 修

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町字西ノ沢六の六

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一五八八号

五 取消年月日 平成二十二年一月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

さく井、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年一月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

正

誤

平成三・一・八 第三一八三号	発行年月日 番号
公 告	区 分
二	ペ ー ジ
上	段
後 ろ か ら	行
他 一 線	誤
及 び 三 ・ 四 ・ 二 十 九 号 新 青 森 駅 南 口 通 り 線	正

都 市 計 画 課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一  
銭